
定 款

令和4年12月16日改定

株式会社CSSホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 C S S ホールディングスと称し、英文では、
CSS HOLDINGS, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式
または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを
目的とする。

- (1) ホテル、旅館、会館、レストランなどの宴会・飲食施設、食品加工施設、な
らびに介護施設における食器洗浄および食器・什器備品管理業務
- (2) ホテル、旅館、会館、レストランなどの宴会・飲食施設、食品加工施設、な
らびに介護施設における食器類、洗浄機器ならびにその関連機材のレンタル、
リース、販売およびメンテナンス業務
- (3) ホテル、旅館、会館、レストランなどの宴会・飲食施設、食品加工施設、な
らびに介護施設における塵芥処理業務、害虫駆除業務ならびにゴミ処理施設
の管理請負業務
- (4) ホテル、旅館、会館、レストランなどの宴会・飲食施設、食品加工施設、な
らびに介護施設における厨房設備、厨房施設に関するクリーニングおよびメ
ンテナンス業務ならびに企画、設計、監修、管理業務およびコンサルタント
業務
- (5) ホテル、旅館、介護施設などの宿泊施設、宴会・飲食施設、食品加工施設、
売店遊戯場施設などの企画、運営、管理請負業務およびコンサルタント業務
- (6) ホテル、旅館、食品加工施設、介護施設などにおける従業員食堂の運営およ
び管理請負業務
- (7) ホテル、旅館、介護施設などの宿泊施設における客室清掃業務
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 電気工事・電気通信工事業
- (10) 消防施設工事業
- (11) 音響・映像・通信および制御機器の製作ならびに販売および保守管理
- (12) 事務機器の販売および保守管理
- (13) 家庭電気器具製品、香り発生装置および香料の輸入、販売
- (14) 有線ならびに無線による音声・映像情報の伝送および放送
- (15) 録音・録画物の企画制作、賃貸、輸入および販売
- (16) 催事（音楽会・講演会・映写会・商品展示会）の企画運営

- (17) 広告代理業
 - (18) 総合リース業
 - (19) 飲食店および婚礼式場の経営および運営のコンサルティング業務
 - (20) ホテル、旅館、保養所の経営および運営の指導
 - (21) 結婚式場の経営、結婚式・披露宴の企画および制作、結婚式の記録撮影、ブライダル衣装の着付け、メイクアップの技術指導、ブライダル関連商品の開発、輸入および販売
 - (22) 結婚情報を含む情報の管理、処理ならびに提供サービス
 - (23) 社員食堂における給食および給食管理業務
 - (24) 医療法人および社会福祉法人等に対する給食および給食管理業務
 - (25) 弁当・食料品および厨房機器・食器の販売
 - (26) 食堂の企画、設計、施行
 - (27) 介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業および居宅介護支援事業ならびに介護機器・介護用品の販売およびレンタル事業
 - (28) 経理・財務に関する業務の代行
 - (29) 就業管理、給与計算・給与支払、社会保険・労務の手続・届出、労災管理その他労務・給与・福利に関する業務の代行
 - (30) 資産管理、文書・電子データ管理、契約書管理、在庫管理、書類の複製、商品の受注・発注、備品・消耗品の受注・発注、セミナー・イベント会議の開催その他総務・庶務に関する業務の代行
 - (31) 社員の求人・採用、パート・アルバイトの求人・採用、教育、研修その他人事・求人・採用に関する業務の代行
 - (32) 情報システムの企画・設計・管理・運営・助言その他情報システムに関する業務の代行
 - (33) 与信管理およびリスク管理に関する業務の代行
 - (34) 電話応対、顧客応対およびその代行
 - (35) 資産の貸与およびその代行
 - (36) 不動産の賃貸、金銭の貸付およびその代行
 - (37) 生命保険募集業および損害保険代理業
 - (38) 前各号に附帯または関連する一切の業務
- 2 当社は、次の事業を営むことができる。
- (1) 当社が株式または持分を所有する会社および外国会社への経営指南
 - (2) 前項各号に掲げる事業
 - (3) 前項各号および前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,776,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第18条 事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する

時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

- 2 本条の規程は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定 款

昭和59年12月12日制定
平成5年10月1日改定
平成8年3月28日改定
平成10年11月26日改定
平成11年3月1日改定
平成11年9月1日改定
平成12年3月27日改定
平成13年1月29日改定
平成13年2月9日改定
平成13年12月20日改定
平成14年3月1日改定
平成14年12月19日改定
平成15年12月19日改定
平成16年12月19日改定
平成18年12月19日改定
平成19年12月19日改定
平成20年4月1日改定
平成20年12月19日改定
平成24年12月19日改定
平成25年10月1日改定
平成25年12月19日改定
平成27年12月18日改定
令和4年12月16日改定

株式会社CSSホールディングス
代表取締役社長 水野 克裕